十二、有限会社イムラ貿易に対する件

昭和四十五年（排）第二十九号

排除命令

北海道旭川市一条七丁目左三号
有限会社　イムラ貿易
右代表者　代表取締役　井村紘神

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　有限会社イムラ貿易は、昭和四十五年二月十三日、同月二十七日、三月六日および同月十三日に外国製腕時計の取引に関する新聞広告および同年三月十四日の新聞折込みビラについて、一般消費者の誤認を排除するために、

(一)　同社が、「高級輸入時計」および「高級時計」等と表示した腕時計についての十年保証付とは、単に当該腕時計の耐久年数をいっているものであって、実際の保証期間は一年であり、また、実際に販売しようとした価格に比較対照した全国価格は、実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格であること。

(二)　同社が「スイス製優秀機械」等と表示した腕時計は、ピンレバーと称される商品であって、一般の腕時計に比較して時間の誤差が著しい等品質が劣るものであるのに、ピンレバーであることを表示せず、スイス製優秀機械とのみ表示し

たこと。

(三) 同社が、「スイスより空輸ニューモデル特別公開」、「時計問屋が御奉仕する驚異の破格値」と表示した腕時計は、直接スイス連邦から輸入したものではなく、また、同社は時計の卸問屋ではないこと。

をすみやかに広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二 同社は、その販売する商品について、今後、新聞広告、ビラその他これらに類似する物により広告をするときは、当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示および実際に販売しようとする価格に比較対照して架空の価格を記載することにより、当該商品の価格について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三 同社が、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一 有限会社イムラ貿易（以下「イムラ貿易」という。）は、肩書地に事務所を置き、時計、貴金属および装身具その他の商品の小売業を営む事業者である。

二 イムラ貿易は、外国製腕時計の販売について、昭和四十五年二月十三日、同月二十七日、三月六日および同月十三日付の北海道新聞夕刊（別添写一）に広告を掲載し、また、同年三月十四日にビラ（別添写二）約五万枚を新聞販売店を通じて北海道新聞および北海タイムスに折込み、北海道旭川市の地域におけるこれらの新聞の購読者である一般消費者に配布した。

三 イムラ貿易は、

(一) 前記新聞広告（別添写一）の左側に「輸入時計」等と表示し、その下の六種の腕時計の写真について、例えば、「高級輸入時計、十五型、ルピー十七石、耐震装置付、十年保障付、全国価格七、八〇〇円を¥三、八〇〇」と表示し、さらに、同広告の右

側に「スイス時計」等と表示し、その下の六種の腕時計の写真について、例えば、「スイス製優秀機械、BS白色側、軽防水、十五型中三針、¥一、九五〇」と表示し、

(二) 前記ビラ（別添写二）において、「スイスより空輸ニューモデル特別公開」、「時計問屋が御奉仕する驚異の破格値」と表示するほか、それぞれ前記新聞広告とほぼ同様の表示を行なっている。

四　しかるに、

(一) 前記新聞広告に係る表示のうち、輸入時計として表示された腕時計の十年保証付とは、単に当該腕時計の耐久年数をいっているものであって実際の保証期間は一年であり、また、イムラ貿易が実際に販売しようとした価格、例えば、「¥三、八〇〇円」に比較対照して表示した「全国価格七、八〇〇円」は、実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格である。また、スイス時計と表示された腕時計は、脱進機（アンクルレバー）の部分に鋼製の針（ピン）を使用しているいわゆるピンレバーと称される商品であって、脱進機の爪が人工石である一般の腕時計に比較して時間の誤差が著しい等品質が劣るものであるのに、ピンレバーであることを表示せず、スイス製優秀機械とのみ表示している。

(二) 前記ビラの表示に係る腕時計は、国内輸入業者が香港から輸入したものをイムラ貿易が仕入れたものであって、直接スイス連邦から輸入したものではなく、また、イムラ貿易は、小売店に対して時計を卸売している事実はないので時計の卸問屋であるとは認められない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、イムラ貿易は、商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているとともに、商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあり、不当景品類及び不当表示防止法第四条

第一号および第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年八月三十一日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男

別添写一略

別添写二略